

令和2年7月22日
学生担当副学長
改正 令和2年10月1日

課外活動制限下における団体活動に関する申合せ

本学の課外活動における活動形態において団体活動の一部を制限している期間中に、学生団体が制限を超える活動を希望する場合は、以下の手続きにより新型コロナウイルス感染防止対策の妥当性を審査し、特例として活動を許可することができるものとする。

なお、活動許可後であっても近隣都県で新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、緊急事態宣言の発令や県境を越える移動の自粛要請あった場合は、学生への感染リスク回避を最優先とし、活動許可を取消すことができるものとする。

なお、政府及び自治体が発出する活動制限を超える活動は本申合せの対象外とする。

また、宿泊を伴う活動については、顧問教員等の教職員随行を申請の条件とする。

1. 申請手続き

活動許可を希望する学生団体は、学生代表者及び顧問教員の連名で第3項に定める内容を含む書面を活動開始日の10日前までに学生担当副学長宛に提出し、許可を得るものとする。

なお、書面の提出方法は以下のメールアドレスへの電子媒体による提出とする。

○書面提出先メールアドレス：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp

2. 申請が必要な活動

- (1) 宿泊を伴う活動
- (2) 不特定の者が参加したり不特定の観客を動員したりするイベントの開催や参加

3. 申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動概要（事前準備の内容を含む）
- (2) 活動期間及び活動場所
- (3) 活動場所への移動方法
- (4) 活動期間中の飲食の有無
- (5) 活動を希望する理由

4. 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 学生団体が作成した安全対策に関する書類※1
- (2) 学外団体が作成した安全対策に関する書類※2

※1 安全対策に関する申請書に添付する書類には別紙の項目について対策を記載すること。

※2 各競技団体や各分野の協会等が作成したガイドラインで活動時に適用される場合は添付すること。

申請書に添付する書類に記載すべき事項

1. 移動・活動時の感染防止対策

- (1) 3密防止やマスク着用等の感染防止策について記載すること。
- (2) 宿泊を伴う活動の場合は、宿泊時の安全対策を併せて記載すること。
- (3) 貸切バスで移動する際は、顧問教員が以下の事項を確認すること。
 - ① 乗車人数が乗車定員の50%以下となっていること。
 - ② 隣り合っただけの着席となっていないこと。
 - ③ 参加者全員の直近14日間の健康観察記録について異常がないこと。
※何らかの問題が認められた者は活動に参加させないこと。
- (4) 公共交通機関を使用する際の安全対策（乗車時のマスク着用やアルコール消毒液の携帯等）について記載すること。
- (5) 活動期間中に飲食が必要になる場合は、飲食時の安全対策を記載すること。

2. 健康管理方法

- 活動参加者全員の健康観察記録を確認する方法を記載すること。
学外者が参加する活動については、学外者の健康管理確認方法を記載すること。
※学外者について、大会主催者等の学外団体が全体を把握する場合はその旨記載し、学外団体が作成したガイドライン等を添付すること。

3. 活動履歴の確認方法

- 活動参加者全員の活動履歴を確認する方法を記載すること。
学外者が参加する活動については、学外者の活動参加履歴の確認方法を記載すること。
※学外者について、大会主催者等の学外団体が全体を把握する場合はその旨記載し、学外団体が作成したガイドライン等を添付すること。

4. 体調不良者発生時の対応方法

- 活動中に体調不良者が発生した場合の対応方法を記載すること。

5. 活動参加者の制限

- 政府・自治体において移動自粛が発出されている場合の参加者制限方法を記載すること。

6. その他

- 不特定の者が参加したり不特定の観客を動員したりするイベントに関しては、別途、安全対策を踏まえた全体の実行計画書を作成し提出すること。